

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

庁内関係各課長
警察大学校関係各部長
科学警察研究所関係各部長
皇宮警察本部関係各部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁刑企発第38号
令和2年4月10日
警察庁刑事局刑事企画課長

捜査活動における業務継続性の確保の徹底について（通達）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、捜査活動における業務継続性の確保等については、「捜査活動における捜査員の感染防止の再徹底、業務の継続性の確保等について（通達）」（令和2年4月6日付け警察庁丁刑企発第34号）により指示しているところである。また、「新型コロナウイルスへの感染拡大防止のための取組の再点検について（通達）」（令和2年4月2日付け警察庁丁企画発第161号）において、テレワークの活用等により職員を交替で出勤させるなど、創意工夫を凝らして具体的な感染防止措置を講じることとされているところである。

その後も捜査員を始めとする警察職員の感染が拡大しているところ、各位にあっては、これらの通達等を踏まえ、感染拡大の中でも業務継続性の確保を徹底するため、例えば、出勤とテレワークを一日おきに交互に実施する形態での二部制勤務の導入、各種休暇の取得の奨励、過重な長時間勤務による免疫力の低下の防止等により、捜査員の感染リスクを最小化するとともに、仮に捜査員が感染した場合であってもその影響範囲を最低限に抑え、業務継続性を確保することができるよう、更なる対策を検討し、講じられたい。

なお、本通達については、警察庁関係各局に連絡済みであり、各都道府県警察においても他の捜査部門へ周知を徹底されたい。